

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【事業年度】	第15期(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	Retty株式会社
【英訳名】	Retty Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員CEO 武田 和也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園2丁目10番1号 住友不動産芝園ビル2階
【電話番号】	(03)6822 - 4880(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・経営企画部長 長井 寛徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園2丁目10番1号 住友不動産芝園ビル2階
【電話番号】	(03)6822 - 4880(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・経営企画部長 長井 寛徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	1,938,488	1,715,420	1,556,259	1,562,139	1,630,179
経常利益又は 経常損失() (千円)	356,299	755,368	535,644	94,386	13,168
当期純利益 又は当期純損失() (千円)	358,590	859,681	612,200	79,946	11,734
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	616,711	41,167	33,560	33,560	39,299
発行済株式総数 (株)	11,627,804	11,838,374	14,910,374	14,910,374	14,981,674
純資産額 (千円)	1,114,136	304,926	392,945	314,605	339,289
総資産額 (千円)	1,727,887	1,673,133	1,271,208	1,067,651	932,277
1株当たり純資産額 (円)	95.80	25.74	26.36	21.01	22.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	31.28	73.10	42.56	5.37	0.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					0.79
自己資本比率 (%)	64.5	18.2	30.9	29.3	36.0
自己資本利益率 (%)					3.6
株価収益率 (倍)					260.8
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	439,734	558,219	284,400	105,853	41,058
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	61,185	8,744	42,637	1,224	109,645
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	671,482	832,331	219,747	105,214	141,803
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	629,158	894,623	872,606	660,314	367,807
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	136 (88)	147 (110)	125 (63)	96 (31)	87 (47)
株主総利回り (%) (比較指標：配当なし TOPIX) (%)		16.3 (90.4)	93.3 (126.6)	78.0 (113.9)	135.5 (118.6)
最高株価 (円)	2,870	1,379	352	215	305
最低株価 (円)	910	207	165	110	125

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第11期、第12期、第13期及び第14期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
4. 第11期、第12期、第13期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しております。
5. 第11期、第12期、第13期及び第14期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載していません。
7. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイム含む)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
8. 第11期の株主総利回り及び比較指標については、2020年10月30日に東京証券取引所マザーズ(提出日現在グロース市場)に上場したため、記載していません。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ(提出日現在グロース市場)におけるものであります。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、「食を通じて世界中の人々をHappyに。」をビジョンとして、2010年に創業いたしました。
設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2010年11月	東京都港区において株式会社TopNotch(現 当社)設立
2011年 6月	実名型グルメプラットフォーム「Retty」をWebサイト上にリリース
2011年 8月	Retty株式会社に商号変更
2011年10月	「Retty」iPhone版リリース
2011年11月	「Retty」Android版リリース
2013年10月	「Retty」月間利用者数が100万人を突破
2013年11月	本社を東京都渋谷区に移転
2014年 4月	飲食店向けの飲食店支援サービス「Rettyお店会員」の販売を開始
2014年 9月	企業のスマートフォンでの広告コンテンツサービス「タイアップ」の販売を開始
2015年 4月	本社を東京都品川区に移転
2015年 5月	「Retty」月間利用者数が1,000万人を突破
2016年 5月	「Retty」月間利用者数が2,000万人を突破
2016年 6月	「Rettyお店会員」が1,000店舗を突破
2016年12月	「Retty TOP USER」()制度をスタート
2017年 5月	「Retty」月間利用者数が3,000万人を突破
2017年 6月	本社を東京都港区に移転
2018年 4月	ヤフー株式会社と、グルメ情報サービス領域における戦略的パートナーシップ構築を合意
2018年 9月	「Rettyお店会員」が5,000店舗を突破
2018年11月	「Retty」月間利用者数が4,000万人を突破
2019年 4月	PayPay株式会社と飲食店における決済サービス拡充のための業務提携を開始
2019年10月	食領域のビッグデータ連携基盤「Food Data Platform」の提供を開始
2020年10月	東京証券取引所マザーズに上場
2021年12月	「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」へとビジョンをアップデート
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年12月	株式会社じげん及び同社CEO平尾丈氏と資本業務提携を締結

Retty TOP USERとは、外食とその魅力を伝えることを楽しみ、特定のエリアやジャンルに詳しいと当社が認定したユーザーです。

3 【事業の内容】

当社は、「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」をビジョンに掲げ、「自分にベストなお店が見つかる」実名型グルメプラットフォーム「Retty」()を運営しております。

現在、インターネットメディアにおいて情報の信頼性が求められており、「誰が」書いたのかという視点も重要な要素になってきております。これは飲食においても同様で、飲食店探しにおいて「友人・知人からの口コミ」が最も参考にされる情報源と当社は考えております。当社は、「食」の好みは人により千差万別であり、信頼できる「ヒト」から飲食店を探すのがベストであるという考えに基づいて「Retty」を設計・運用しております。

具体的には、「Retty」を利用するユーザーは全国の飲食店情報を閲覧できるほか、実際に飲食店を訪れたことがあるユーザーをフォローしオススメ口コミ情報を閲覧することができるようになっております。「Retty」では実名型のサービスとなっているため、当該オススメ口コミ情報の信頼性が高く、また、趣味嗜好が合うユーザー同士で情報提供ができるSNS機能を組み込んでいるため、点数評価では実現できない「人々がHappy」になる空間を提供していると考えております。飲食店側においても、点数評価ではないオススメ情報が掲載されることから「Retty」を受け入れやすい仕様となっており、当該オススメ情報を投稿するユーザーやフォローするユーザー数を確認できるほか、SNS機能を通じて当該ユーザーとの接点を持つことができるため、単なる一次集客のみならず、二次、三次集客へつなげることが可能となっております。

このような設計にすることで「Retty」に蓄積される情報は多岐に及ぶことになり、現在は店舗データや実名口コミ情報にとどまらず、閲覧のログデータ、フォローや「いいね・行きたい」といったアクションデータなどが蓄積されております。これらのデータを分析しユーザーの閲覧、投稿、アクションから割り出された好みやシチュエーション、雰囲気などを考慮した、各ユーザーに最適化された飲食店情報を提供することができるようになっており、「Retty」の持続的な成長の源泉となっております。

「Retty」は、以下3つを特徴としております。



信頼できるヒトから、自分にあったお店を見つけることができる

実名型グルメプラットフォーム

- () 当社における「実名型」とは、利用者全員に対して本人確認をとっている状態を指すものではありませんが、Facebookアカウント等との連携により、個人がインターネット上において発信に責任が持てる環境を指してあります。

当社事業は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであります、「飲食店支援サービス」、「広告コンテンツ」の2つのサービスを展開しております。

(1) 飲食店支援サービス

多くの飲食店は稼働率の向上を通じた売上の増加及び採算の改善による利益率の向上を至上命題としており、当社は「Retty」を通じたオンラインでの販促を提供することで、飲食店から毎月定額のサービス利用料収入を得ております。具体的には、契約した飲食店(以下、「有料店舗」といいます。)に対して、「Retty」内で上位に表示される仕組みや有料店舗の広告を掲載するサービスを提供するほか、飲食店に訪れたことがあるユーザーや当該ユーザーのオススメ口コミ情報及び当該ユーザーをフォローしているユーザーなど、多種にわたるユーザー情報を管理できる顧客管理システムを備えたオンライン予約システムを提供しております。オンライン予約サービスも提供しており、契約プランによっては、ネット予約機能を従量課金で提供しております。

「Retty」には多くのユーザー情報が蓄積されており、ユーザーに対しては最適化された飲食店情報を、有料店舗に対しては二次集客・三次集客につながる販促ツールを提供することで、飲食業界の大きな課題である低い利益率、及びそれに伴う高い廃業率などの改善に大きく貢献できるものと考えております。

当該サービスは、毎月定額の料金を有料店舗より頂くサブスクリプション型をベースとし、部分的に上記の通り従量課金とのハイブリットなビジネスモデルとなっており、当社は持続的かつ継続的に売上が積み重なっていくストック型の売上と位置づけております。

(2) 広告コンテンツ

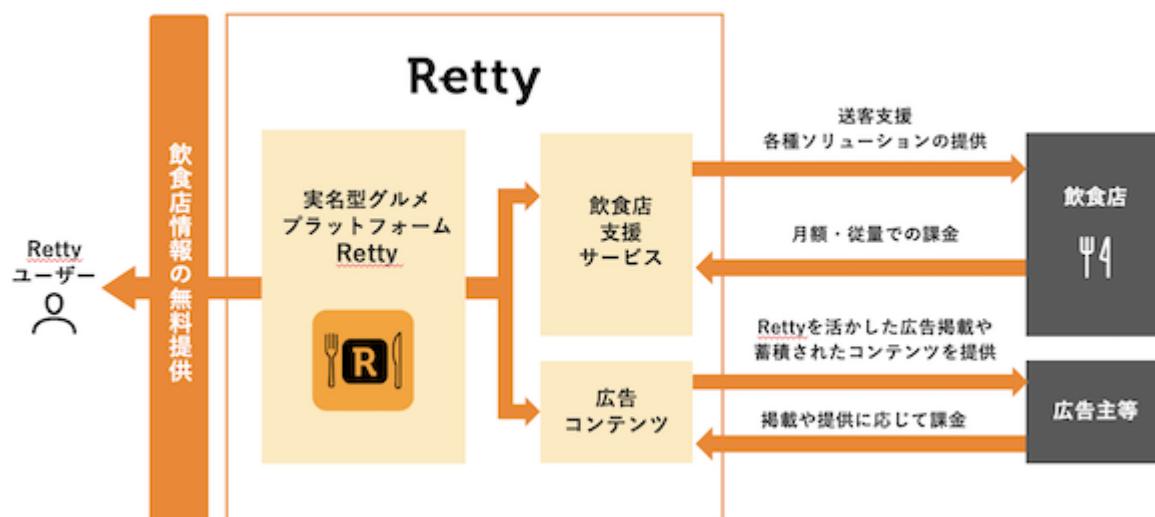
当社の広告コンテンツは、実名型グルメプラットフォーム「Retty」を活用した広告ソリューション、当社がこれまで実名型グルメプラットフォーム「Retty」を運営、拡大してきた中で蓄積してきたコンテンツを活用したコンテンツソリューションの2つから成り立っております。

広告ソリューション

広告ソリューションの提供は、主に(1)「Retty」を積極的に利用するユーザーを対象にブランド認知向上等のプロモーションを行いたい広告主に対する広告掲載、(2)飲食店を顧客とするクライアントに対する飲食店獲得支援や調査、(3)WEBサイトやアプリ等の開発で構成されております。

コンテンツソリューション

当社には、80万店に及ぶ店舗データや写真データ、実名口コミデータ、ユーザーログなどのコンテンツが蓄積されており、これを「Retty」のデータベースである「Food Data Platform」としてクライアントに継続的に提供することで、月額の利用料を頂いております。飲食業界以外の化粧品業界、アパレル業界、旅行業、不動産業といった幅広い業界のクライアントに向けて当社のコンテンツを提供することで、例えば自社の旅行サイトに当社の飲食店情報と口コミ情報を掲載する、当社の口コミ情報から外食トレンドの分析をするなど、自社サイトのコンテンツ制作、マーケティング、データ分析などに活用して頂いております。



なお、当社の当事業年度の四半期ごとの業績の推移は以下のとおりであります。

	第1四半期会計期間 (自 2024年10月1日 至 2024年12月31日)		第2四半期会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)		第3四半期会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)		第4四半期会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年9月30日)	
	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)	金額 (千円)	対前年 同四半期 (%)
売上高	446,393	107.2	400,924	106.2	379,699	105.0	403,161	99.1
うち飲食店支援 サービス	315,478	108.8	309,182	107.8	298,089	101.7	294,864	95.8
うち広告コンテ ンツ	130,915	103.6	91,741	101.4	81,610	119.0	108,297	109.4
売上総利益	286,345	93.4	288,103	113.0	270,978	109.5	297,448	103.5
販売費及び一般管 理費	288,207	91.9	267,208	90.6	289,741	98.9	278,253	97.4
営業利益又は営業 損失()	1,862		20,895		18,763		19,195	1,168.5

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社じげん	東京都港区	125,000	ライフサービス プラットフォーム事業	被所有 1.5 [被所有 19.0]	当社への役員の兼任 1 名

(注) 1 . 有価証券報告書を提出しております。

2 . 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

3 . 持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を受けているためその他の関係会社としてあります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
87 (47)	32.8	5.1	5,903,049

(注) 1 . 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイム含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 . 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 . 当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、役員に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率

当事業年度		
管理職に占める女性労働者の割合 (%)(注)1 .	役員に占める女性労働者の割合(%) (注)1 .	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2 .
34.6	28.6	100

(注) 1 . 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 . 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(4) 労働者の男女の賃金の差異

当事業年度		
全従業員(%) (注)1.	従業員(%) (注)1.	臨時雇用人員(%) (注)1.
89.4	85.7	99.6

(注) 1 . 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 . 従業員の賃金差異について、賃金制度や体系において性別による差異はありません。管理職の男性比率が高いことや、賃金水準が相対的に高いエンジニア職の男性比率が高いことから、賃金の差異が生じております。

(5) 労働者の一月当たり平均残業時間、従業員の年次有給休暇取得率

当事業年度	
労働者の一月当たり平均残業時間(時間)	年次有給休暇取得率(%)
7.6	79.1

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」をビジョンに掲げ、「食」という多くの人にとって生活に密着した領域で、テクノロジーを駆使して新しい価値を創造し、食に関わる人々をより豊かにしていくことで社会に貢献していきたいと考えております。具体的には、実名型グルメプラットフォーム「Retty」を通じて、人々が最適な「食」と巡り合える機会を創出することで、日常の中にある「食」をより楽しめるものに、より豊かなものにしていきたいと考えております。また、これらに加え、飲食店を経営する上で必要不可欠なデジタル・トランスフォーメーション(DX)を支援するプロダクトを展開していくことで既存集客領域のみに留まらず、人々の食に関わる様々な体験に対してより幅広く貢献して参りたいと考えております。

(2) 経営環境と中長期的な経営戦略

国内における飲食店市場は、一般社団法人 日本フードサービス協会「令和5年外食産業市場規模推計について」によると19兆2,476億円(飲食店、宿泊施設、喫茶・居酒屋等、料亭の合計)の市場規模と推計されております。飲食店における販促費市場は、飲食市場全体の3%程度と言われており、5,800億円程度が飲食店支援サービスの市場規模と当社は見込んでおります。

また、株式会社電通「2024年 日本の広告費(2025年2月27日)」において日本の総広告費は7兆6,730億円(前年比104.9%)に対して、インターネット広告費は3兆6,517億円(前年比109.6%)となっております。このうち、当社の対象となる業種に絞り込むと、1兆6,060億円程度(インターネット広告市場 × 業種別構成比にて市場規模を試算(4マス媒体の業種別広告費率を引用))が広告コンテンツにおける市場規模と当社は見込んでおります。

一方で当社は、飲食店から收受する定額のサービス利用料が主な収益となっております。飲食店を取り巻く外部環境は新型コロナウィルス感染症の影響からは回復しつつありますが、一方で、原材料価格上昇やヒューマンリソースの不足等、今後の飲食店の経営環境に関しては厳しい材料が残存しております。飲食店支援サービスについては、当事業年度においてお店会員数(固定+従量)は、一部残存していた解約率の高い特定代理店経由での店舗の整理も進み、7,003件(内、固定5,329件)から7,435件(内、固定5,045件)に増加しております。またARPU(月額固定支払いのあるお店会員の当社売上計上ベースの単価)に関しては、廉価な法人プランが一時的に増加していることが上昇の抑制原因になっております。一方で、ネット予約数の増加に伴い従量課金による売上が増加しており、飲食店支援サービスの売上は、当事業年度に関しては、前年同期比で増加しております。その結果、2025年9月期においては通期黒字化を実現しております。これらを受けて当社は 成功したコスト構造改革の維持、 通期黒字の維持・拡大に向けた収益性の向上を実行することが急務と認識しております。具体的には以下のとおりです。

成功したコスト構造改革の維持

当社は固定費を中心とした徹底的なコスト削減を2023年9月期から2024年9月期にかけて実施し固定費を削減しております。具体的にはオフィスの縮小移転に伴う支払家賃の削減、外注費やアルバイトの工数見直しによる人件費及び採用費の削減等を実施し大きく固定費を圧縮することに成功しております。続く2025年9月期においても、必要な人員採用は進めながらも固定費は前年度比68百万円の削減に成功しております。今後も継続して固定費のコントロールを継続し、通期黒字の維持及び拡大の実現につとめて参ります。

黒字の拡大に向けた収益性の向上

筋肉質なコスト体制の維持に加えて、主要事業である飲食店支援サービスにおいては、直販組織の強化による売上の拡大並びに収益性の向上を目指します。また、前事業年度比で+22%を記録し回復・成長を続けるネット予約人数によって従量売上も増加しており、今後はサービスの改善等によりこちらも向上を目指してまいります。飲食店支援サービス以外の領域においても、広告コンテンツにおける売上総利益の拡大や周辺事業の新たな立ち上げなどにより営業利益の成長を目指します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、利用者の実名に基づく飲食店オスマロコム情報及び全国の飲食店情報等を蓄積した実名型グルメプラットフォーム「Retty」を運営しており、その価値を測る指標として、ネット予約人数を重要指標としております。ネット予約人数を維持・拡大することは飲食店支援サービスにおける送客効果の維持・向上につながります。

サービス別では、当社の主力サービスである飲食店支援サービスにおいては「Retty」を通じたオンラインでの販促を提供することで、飲食店からサービス利用料を得ていることから、お店会員店舗数を重要指標として運営を行っております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点になります。

「Retty」の利便性向上を通じたネット予約利用者数の増加

当社が今後において中長期的な成長を実現していくためには、運営サービスである「Retty」の知名度を向上させることによる新規ユーザーの獲得、及び実名型グルメサービスを基軸としたおすすめによるお店選びや「Retty」を通じたシームレスな予約体験を提供することによるリピートユーザーの増加及びその結果としてのネット予約数の増加が必要不可欠であると考えております。足許徐々に外部環境が回復しつつある状況を踏まえると、今後更に「Retty」の利便性を向上させることでネット予約利用者数の回復を図ってまいります。

営業体制の拡充

当社の新規参画店舗数は、営業稼働人員数に応じて増加するものであり、販売代理店の営業体制の維持及び当社従業員による営業体制の構築が必要不可欠と考えております。当社は、これまで多くの販売代理店と契約を締結することによって営業稼働人員数を増加させ、それに伴って参画店舗数を拡大してまいりました。当事業年度においては特に直販体制に関する強化に注力し、直販営業による売上の増加に成功しました。今後については参画店舗を拡大させていくための営業体制の拡充と同時に販売商品や獲得コストの継続した見直しによる営業効率の改善を実施することで更なる販売力の向上を図ってまいります。

技術力の強化について

今後、更なるサービスの拡充・強化に向けてビッグデータの分析・活用を加速させていくためには、その基盤となる技術力を継続的に強化していく必要があります。現時点において、開発者比率(「Retty」の開発及び改善を担当するプロダクト部門の人員数の合計を総従業員数で割った数値です)は、30%程度となっておりますが、今後は更に優秀な技術者の育成、AIをはじめとした先端技術への投資、技術志向な風土の維持等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方は下記の通りになります。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末において当社が判断したものになります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する重要事項に関して、コーポレート・ポリシー部門を中心に各部門で連携しながら必要に応じて執行役員会又は取締役会に付議した上で対策を検討し、実行する体制をとっています。執行役員会議及び取締役会の詳細は「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は「新たな食体験を創り上げ、人生をもっとHappyに。」をビジョンに掲げている通り、「食」を事業領域としており、食を中心とした社会的な課題に積極的に取り組む責任があると考えています。消費者の「食」との出会いをより安全で快適なものにするために、信頼性の高い情報を提供し、コロナ禍でダメージを受けた飲食店に対してPRでの支援を行い、また飲食店のDX(デジタルトランスフォーメーション)を支援するなど、さまざまな取り組みを行っています。具体的には、当事業年度において飲食店のDXを推進するためのDXプランの販売を開始し、有料店舗数におけるDXプランの比率も高まってきております。当社は、飲食店支援サービスを通じた外食業界の発展や、新規事業の創出によって継続的な企業価値の向上を目指しております。

また当社は創業時から、社内外を取り巻く「人」に関してカルチャーを重視して経営を行なって参りました。当社のビジョンにある「Happy」を実現するためには、多様な人材が個性や能力を発揮できる環境の整備のみに留まらず、生産性向上を通じた労働環境の改善等、様々な社会課題の解決に向けて積極的に取り組んでおります。

(3) リスク管理

当社では、サステナビリティに関するリスク及び機会については、執行役員会にて事業活動への影響の程度を評価し、リスクに対して必要な場合には取締役会へ報告し、迅速な意思決定を行なっています。また、危機管理規程を作成し、各種のリスクに対応する体制を整えています。

(4) 指標及び目標

当社では、上記記載の飲食店のDX化を通じて、食品ロスの削減、ペーパーレス化の推進、その他環境負荷低減を推し進めるための指標、また多様な人材が個性や能力を発揮するための環境の整備や、生産性向上に関する指標について、目標とすべき指標等を検討中でございます。今後は多様化する社会に対応すべく、多様なバックグラウンドを持つ人にとって動きやすい会社を目指してまいります。

3 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に係るリスクについて

外食市場及び広告市場について

当社は現状、主として日本国内における外食市場、広告市場において事業展開を行っています。これらの市場は、国内景気動向に影響を受ける市場でもあり、政治情勢の変化、自然災害の発生、感染症の流行、税制の改正等、何らかの要因により景気が後退し、当社顧客の企業収益が悪化した場合には、販売促進費等が削減されることで、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社の動向について

現在、国内でグルメ情報サービスを提供する競合企業が複数存在しております。また、新規参入を含むこれら競合企業との競争激化に伴い、参画店舗数や広告関連の受注が減少した場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

そのようなリスクに対し、当社は、実名型を前提にサービスを提供することにより、ユーザーから実名での口コミの投稿を受け、信頼性の高いデータを蓄積・提供することで、競争力の向上を図っておりますが、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおります。当社は、これらに対応すべく、優秀な技術者を確保するとともに、技術の研究やシステムの採用等、対応を行っておりますが、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が進まない、もしくは十分な機能拡充が提供できない場合は、実名型プラットフォーム「Retty」の広告媒体としての価値が低下し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの対応について

「Retty」のWebサイト利用者の多くは、Google等の検索エンジンを経由して訪問しています。当社では、SEO(検索エンジン最適化)による集客力強化に加え、アプリ利用への誘導をはじめとする多様な施策により検索エンジンへの依存に関してリスク分散を図っております。

しかしながら、検索エンジンのロジックの変化等の要因により、これまでの当社の施策が有効でなくなった場合、当社プラットフォームの集客力が低下し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

口コミ(書き込み内容)について

当社は、ユーザーが実名で訪問した飲食店の口コミを書き込み、発信することによって、「Retty」サイト内において、飲食店を検索するユーザーにとって個別最適化された情報を提供しております。口コミは、実名で記載されるため、より信頼性の高い情報を提供できているものと当社は考えております。口コミには、好意的な内容だけでなく、改善を要望する内容等についても書き込みが行われます。

当社は、サイト内の利用規約において、公序良俗に反する口コミや誹謗中傷、対価を受け取ることを目的とした投稿など禁止行為を明示するとともに、投稿監視システムによる不適切投稿の抽出及び目視による確認などをを行うカスタマーサポート体制を整備し、当社が不適切と判断した口コミを書き込んだユーザーに対して、その口コミを削除・修正するよう要請等を行っております。

しかしながら、サイト内で不適切な口コミがなされ、その発見が出来なかった場合や当社対応が遅れた場合には、影響力のあるユーザーの支持が下がり、サイト運営者としての当社の信用を失い、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

飲食店とユーザーとのトラブルについて

当社は、飲食店が開店や移転、閉店することにより情報内容の変更が生じた場合には、確認を行い、情報を随時修正しております。情報の修正がなされない場合や、遅延が生じた場合に、飲食店情報が正確でないまま、ユーザーが訪問しトラブルが発生し、当社に問い合わせがなされた場合には、当社は情報の確認並びに修正をするとともに、ユーザーへ説明を行っております。しかしながら、トラブルを経験したすべてのユーザーが納得をするとは限らないため、当社の評判の低下や風評により、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システムやインターネット接続環境の不具合について

当社は、主にインターネットを通じて飲食店情報を提供しており、当社のシステムやインターネット接続環境の安定は事業を行っていく上で不可欠であります。「Retty」におけるシステムトラブルの発生可能性を低減するため、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。

しかしながら、想定を大幅に上回るアクセスの増加等による負荷の拡大や自然災害や事故、ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスの感染などによる予期せぬトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こった場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社想定を上回る解約が生じるリスク

当社の飲食店支援サービスは、毎月定額の料金を参画店舗より頂くサブスクリプションモデルであるため、更新タイミングにおける解約は売上に影響を及ぼす重要事項としてとらえており、これを低減させていくために、飲食店舗の集客効果増進のためのインターネット予約機能の強化やその他様々な施策を実施しております。

また、上記の満期解約とは別に、飲食店の人材リソースの不足や食材価格の高騰などにより、契約の満期を迎える前に閉店を余儀なくされた飲食店もあり、それによるイレギュラー解約も発生する可能性があります。今後においても、飲食店における利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定程度は解約が発生いたします。予算及び経営計画には、将来の解約を見込んでおりますが、当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

優秀な人材の確保について

当社は、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、優秀な人員の確保が不可欠と考えております。特にシステム分野のスキルを有する人材の確保や事業の拡大・成長させていくためのマネジメント能力を有する人材の確保に努めております。

しかしながら、当社が求める人材が十分に確保出来なかった場合や人材の流出が進んだ場合には、継続的な事業の拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

販売代理店を通じた新規参画店舗数について

当社の飲食店支援サービスの参画店舗の増加は、直販以外に販売代理店を通じて行われているため、当社は、販売代理店との良好な業務関係の構築・維持に努めてまいりました。その結果、販売代理店の新規参画と、販売代理店の営業体制強化・整理が進んでおります。

しかしながら、販売代理店が、経営上の理由から当社飲食店支援サービスの取扱いを縮小・撤退すること等により、新規参画店舗数の成長が鈍化した場合や、新規参画店舗数の維持・増加のために当社から販売代理店に支払う手数料に係る料率を上げざるを得なくなった場合には、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業に係る法的規制などについて

個人情報流出のリスク

当社は、「Retty」の運営に際し、ユーザー・飲食店等の個人情報を保有しております。そのため、当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、規制の対象となっております。

当社は、個人情報の漏洩防止対策はもちろん、個人情報の管理を事業運営上、重要事項と認識しております。個人情報保護規程及びセキュリティポリシーを制定し、個人情報の管理を厳格に行うとともに、個人情報の保護に関する法律及び関連法並びに関連ガイドラインの遵守に努めるとともに内部監査を実施する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや従業員の故意又は過失により、個人情報が外部に流出した場合、当社は損害賠償責任を負うとともに、当社の社会的信用や事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、本書提出日現在、日本、香港にて「Retty」の商標登録を有しております。今後展開を検討している国やサービスを含め、それらの商標、ロゴ等については、原則、商標権を取得する方針であります。当社が保有する知的財産を侵害されるおそれのある場合には、顧問弁護士や弁理士等と連携し、必要な処置を講じてまいります。また、当社が商標など知的財産権を取得する場合は、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、当社のサービスを表す商標を他社が取得した場合、訴訟へと発展することも考えられるため、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社に対する、重大な訴訟の提起はございませんが、当社の提供するサービスの不備、当社が保有する個人情報及び機密情報の漏えい、第三者の不正アクセスによる情報流出等に関する訴訟をユーザー・店舗から提起される可能性があります。これらの訴訟により、ブランドイメージを毀損し、事業活動に支障をきたす可能性があります。また、金銭的な負担が増加し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット関連事業における法的規制について

当社がインターネット上で運営しているプラットフォームにおいては各種法的規制を受けており、具体的には、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、「不当景品類及び不当表示防止法」等といった法的規制の対象となっております。当社では、上記を含む各種法的規制に関して、法令遵守体制の整備・強化・社員教育を行っております。

しかしながら、今後インターネット関連事業者を対象とした法的規制の制定または改正がなされることで、当社の業務の一部が制約を受ける場合、または新たな対応を余儀なくされる場合、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要な事象等

当社は飲食店から收受する定額のサービス利用料が主な収益となっております。前事業年度においては解約率の高い特定代理店の整理が進み、最重要KPIであるお店会員（固定 + 従量）プランにおける有料お店会員店舗数は当事業年度を通じて増加しております。一方で、より単価の高いプランであるお店会員店舗数（固定）は当事業年度を通じて減少しており、いまだお店会員店舗数が力強く増えていく状態ではなく、その結果として当事業年度の売上高は前事業年度との比較において4.4%の増加にとどまっております。また当事業年度は営業利益を19百万円計上したもの、前事業年度まで継続して営業損失を計上し、かつ営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであることを鑑み、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると判断しております。

当社は、当該状況の解消または改善のために、以下のような対応策を講じております。

飲食店支援サービスの売上純増

上述の特定代理店の整理が進んでおり、既に飲食店支援サービスにおける当該代理店の売上比率は0.7%程度まで減少しております。また、足元では有料お店会員数（固定 + 従量）も回復傾向が継続していることや営業生産性の改善を実施していることから、特に直販チャネルにおいて飲食店支援サービス売上の継続的増加の兆しが見え始めております。当社は今後も飲食店支援サービス売上増加を推進していく為に、引き続き直販組織体制の強化や営業生産性の改善を実施していくことで2026年9月期は収益性の強化を目指して参ります。

コストコントロールの継続

2023年9月期において実施した、オフィス移転による賃料の減少及び退職による自然減や他社への出向による人件費削減により、固定費を大きく削減しております。当社としては引き続きこの筋肉質なコスト体制を維持することで黒字体质の定着化を目指して参ります。

上記対応策により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) その他のリスクについて

自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、基幹システム「Retty」のデータベース及びログの定期的バックアップ、「Retty」の稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事が発生し、当社の事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、自然災害等による被害が、当社のクライアントである飲食店に対して広範囲に及んだ場合、飲食店の業績悪化や倒産などにより当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財政状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指してまいります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、本書提出日現在において未定であります。

税金の影響について

当社は、事業拡大のための先行投資を積極的に行ってきましたことなどから、当事業年度末において税務上の繰越欠損金が存在しております。今後において当社の事業が当社の想定通りに推移した場合には、課税所得の発生に伴う繰越欠損金の解消が法人税、住民税及び事業税の金額に影響を及ぼす見込みです。また、当社は、将来の課税所得の見積もりに基づき、繰延税金資産を計上しております。しかしながら、事業計画の未達などにより、将来の課税所得が予測を下回った場合、繰延税金資産の一部または全部を取り崩す必要が生じます。その場合、法人税等調整額が計上され、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当期において、日本の経済環境に関しては、緩やかな回復基調となりました。また、同時に飲食業界の景気も、外食支出の回復や、インバウンド需要の影響により回復傾向にある一方で、原材料価格上昇やヒューマンリソースの不足等、今後の飲食店の経営環境に関しては厳しい材料が残存しております。この様な状況下、飲食店支援サービスについては、当事業年度においてお店会員数(固定+従量)は、一部残存していた解約率の高い特定代理店経由での店舗の整理も進み、7,003件(内、固定5,329件)から7,435件(内、固定5,045件)に増加しております。またARPU(月額固定支払いのあるお店会員の当社売上計上ベースの単価)に関しては、廉価な法人プランが一時的に増加していることが上昇の抑制原因になっております。一方で、ネット予約数の増加に伴い従量課金による売上が増加しており、飲食店支援サービスの売上は、当事業年度に関しては、前年同期比で増加しております。

これらの結果として当事業年度における売上高は1,630百万円(前事業年度比4.4%増)となりました。

費用面では、売上原価は487百万円(前事業年度比4.6%増)、販売費及び一般管理費は1,123百万円(前事業年度比5.4%減)となりました。なお、将来の収益に貢献するシステム投資に関して、開発費用99百万円をソフトウェア資産として計上しております。

また、助成金収入等により営業外収益0百万円(前事業年度比82.9%減)、支払利息等により営業外費用7百万円(前事業年度比12.3%減)を計上しております。

以上より、当事業年度における営業利益は19百万円(前事業年度は91百万円の営業損失)、経常利益は13百万円(前事業年度は94百万円の経常損失)、当期純利益は11百万円(前事業年度は79百万円の当期純損失)となりました。

なお、当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における流動資産は764百万円となり、前事業年度末に比べ227百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金の減少292百万円、前払費用の増加41百万円によるものです。また、当事業年度末における固定資産は168百万円となり、前事業年度末に比べ92百万円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアの増加90百万円、ソフトウェア仮勘定の増加9百万円、長期前払費用の減少9百万円によるものです。

上記の結果として、総資産は932百万円となり、前事業年度末に比べ135百万円減少いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は264百万円となり、前事業年度末に比べ66百万円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少35百万円、その他流動負債の減少13百万円によるものです。また、当事業年度末における固定負債は328百万円となり、前事業年度末に比べ93百万円減少いたしました。これは、長期借入金が93百万円減少したことによるものです

上記の結果として、総負債は592百万円となり、前事業年度末に比べ160百万円減少いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は339百万円となり、前事業年度末に比べ24百万円増加いたしました。これは、主に当事業年度において当期純利益11百万円を計上したことにより利益剰余金が11百万円増加したこと、ならびに資本金及び資本準備金がそれぞれ5百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は367百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、41百万円(前事業年度は105百万円の使用)となりました。これは主に、前払費用の増加32百万円、売上債権及び契約資産の増加34百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、109百万円(前事業年度は1百万円の使用)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出107百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、141百万円(前事業年度は105百万円の使用)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出129百万円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b . 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c . 販売実績

当事業年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前事業年度比(%)
飲食店支援サービス(千円)	1,217,614	103.4
広告コンテンツ(千円)	412,564	107.3
合計(千円)	1,630,179	104.4

(注) 当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「(1) 経営成績の状況」、「(1) 財政状態の状況」、「(1) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における資金需要は、主として運転資金であります。運転資金の需要のうち主なものは、業容拡大のための営業人員の入件費、サービス品質のさらなる向上のための開発人員の入件費及び有料店舗数増加のための販売代理店に対する販売手数料であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に加え、金融機関からの資金調達を基本としております。なお、事業活動を円滑に実行できるよう、適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先としております。具体的には、何らかの理由により売上債権の入金が滞った場合でも取引先に対する支払に遅れが発生せず、かつ、必要に応じて金融機関からの資金調達を実行するまでの間、事業運営に支障が出ない水準の預金残高を維持しております。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (5) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当該事象を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと認識しております。

目標とする経営指標

当社の目標とする経営指標は、飲食店支援サービスにおけるお店会員店舗数であります。

(飲食店支援サービスにおけるお店会員プランの有料店舗数)

お店会員プランの有料店舗数は、当事業年度末時点において前事業年度末から432件増加し、7,435店舗(前事業年度末比106.2%)となりました。今後については従前相対的に解約率の高かった代理店チャネルの整備もほぼ終了し、解約も落ち着くことが予想されるため、直販を中心とした営業人員数を拡大させていくことで有料店舗数の回復を目指してまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は1,630百万円(前事業年度比4.4%増)となりました。飲食店支援サービスについては一部代理店チャネルにおいて見込み以上の解約が発生し、売上の成長は限定的となり前事業年度比で+4.4%となっております。また、広告コンテンツについてはナショナルクライアントを中心とした受注が進み、計画を上回る着地となりました。

(売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上原価は487百万円(前事業年度比4.6%増)となりました。これは主に、広告コンテンツにおける原価の増加によるものです。

上記の結果として、当事業年度における売上総利益は1,142百万円(前事業年度比4.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,123百万円(前事業年度比5.4%減)となりました。これは主に、コスト削減の推進による人件費抑制によるものです。

上記の結果として、当事業年度における営業利益は19百万円(前事業年度は91百万円の営業損失)となり、黒字となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当事業年度における営業外収益は0百万円(前事業年度比82.9%減)となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る利子補給金の減少によるものです。

当事業年度における営業外費用は7百万円(前事業年度比12.3%減)となりました。これは主に、支払利息等によるものです。

上記の結果として、当事業年度における経常利益は13百万円(前事業年度は94百万円の経常損失)となりました。

(当期純利益)

上記のとおり、経常利益13百万円、2百万円の法人税等、0百万円の法人税等調整額により、当事業年度における当期純利益は11百万円(前事業年度は79百万円の当期純損失)となりました。

5 【重要な契約等】

当社は、資本業務提携契約及び金銭消費貸借契約を締結しておりますが、本契約は2024年4月1日前に締結されて
いるため、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正す
る内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は109百万円であります。

その主なものは、無形固定資産（ソフトウェア資産）として計上したシステム開発費用であり、ユーザーの利便性を高め、安定的なネット予約数増加に直結する戦略的な投資を行ったものであります。この投資は、当社のビジネスモデルを支える顧客基盤の拡大と、将来的な収益の最大化に資するものと判断しております。

当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に連付いた記載を行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエア	ソフトウエア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所、自社利用 ソフトウェア、 ネットワーク関連設 備、PC等	-	1,660	90,423	9,350	101,434	87 (47)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数(パートタイム含む。)を外数で記載しております。
3. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は21,117千円であります。
4. 当社は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,981,674	14,981,674	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
計	14,981,674	14,981,674		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a . 第8回新株予約権

決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 30 (注) 7
新株予約権の数(個)	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800 (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813 (注) 2、 6
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 406.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り816円から813円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸收合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸收分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸收合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸收分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

3 . 新株予約権の行使条件

当社の取締役・従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸收分割

吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

7 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

b . 第9回新株予約権

決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813 (注) 2、 6
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 406.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り816円から813円に調整しております。

- (注) 1 . 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸收合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸收分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

- 2 . 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸收合併若しくは新設合併を行う場合、又は当社が新設分割若しくは吸收分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- 3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c . 第11回新株予約権

決議年月日	2017年 3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 42 (注) 7
新株予約権の数(個)	9,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,400(注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813 (注) 2、 6
新株予約権の行使期間	自 2019年 5月19日 至 2027年 4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 406.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年 9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り816円から813円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6. 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社元監査役1名、当社元取締役1名、当社取締役1名及び当社従業員6名となっております。

d . 第12回新株予約権

決議年月日	2017年 3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 (注) 7
新株予約権の数(個)	2,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800 (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	813 (注) 2、 6
新株予約権の行使期間	自 2019年 9月30日 至 2027年 8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 813 資本組入額 406.5 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り816円から813円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7 . 付与対象者の退職による権利の喪失、並びに権利行使により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人數」は、当社従業員5名となっております。

e . 第15回新株予約権

決議年月日	2018年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役監査等委員 2 当社従業員 18 (注)7
新株予約権の数(個)	2,100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,800 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,820 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,820 資本組入額 910 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り1,827円から1,820円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役監査等委員1名、当社元取締役1名及び当社従業員4名となっております。

f . 第16回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 32 (注)7
新株予約権の数(個)	4,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,400 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,820 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2021年9月29日 至 2029年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,820 資本組入額 910 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り1,827円から1,820円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 7 . 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社元取締役2名、当社従業員9名となっております。

g . 第17回新株予約権

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,400 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,820 (注) 2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月29日 至 2029年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,820 資本組入額 910 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り1,827円から1,820円に調整しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され、取引が開始される日までは本新株予約権を行使することはできない。

4 . 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

5 . 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

6 . 2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

h . 第18回新株予約権

決議年月日	2024年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外取締役 1
新株予約権の数(個)	618
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 61,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	194 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2024年2月8日 至 2027年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 194 資本組入額 97
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 当社が株式分割(当社株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、新設分割、株式交換または株式交付を行なう場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2 . 当社が株式分割(無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同様とする。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位までを算出し、小数第2位を四捨五入する。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

割当日から本新株予約権の行使期間の最終日までの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも割当日における当社普通株式の普通終値に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の最終日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」および(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の算出方法に準じて決定する。

その他新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

i. 第19回新株予約権

決議年月日	2025年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外取締役 1
新株予約権の数(個)	774
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 77,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年1月31日 至 2028年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155 資本組入額 78
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割(当社株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、新設分割、株式交換または株式交付を行なう場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割(無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行なう場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格（小数点以下は切上げ、以下同様。）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為を行なった場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」および(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の算出方法に準じて決定する。

その他新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a . 第10回新株予約権

決議年月日	2017年3月23日
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注) 2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	423 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	自 2017年3月24日 至 2027年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 432 資本組入額 211.5 (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格につきましては、割当日後、当社が行った新株予約発行に関わる払込金額が、新株予約権の発行要項に定める権利行使価格の調整に関する事項に定める権利行使価格を下回ったため、新株予約権割当契約に則り424円から423円に調整しております。

- (注) 1 . 本新株予約権は、新株予約権1個につき、70円で有償発行している。
 2 . 当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3 . 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 4 . 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権行使することができない。

イ . 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。

ロ . 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない

場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。

- 八．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
二．本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日までは本新株予約権を使用することはできない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

6．組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を使用することができる期間

新株予約権を使用できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

組織再編行為の効力発生前のものに準じて決定する。

- 7．2020年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月10日付で株式1株につき8株の割合で株式分割を行ったことにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月29日 (注) 1	普通株式 200,000	普通株式 10,812,504	108,560	203,560	108,560	766,839
2020年10月30日～ 2021年12月1日 (注) 2	普通株式 1,840	普通株式 10,814,344	883	204,443	883	767,723
2020年12月2日 (注) 3	普通株式 722,700	普通株式 11,537,044	392,281	596,724	392,281	1,160,004
2020年12月3日～ 2021年9月30日 (注) 4	普通株式 90,760	普通株式 11,627,804	19,986	616,711	19,986	1,179,991
2021年10月1日～ 2022年8月9日 (注) 4	普通株式 151,000	普通株式 11,778,804	14,448	631,160	14,448	1,194,440
2022年8月10日 (注) 5	普通株式 59,570	普通株式 11,838,374	10,811	641,972	10,811	1,205,252
2022年8月31日 (注) 6		普通株式 11,838,374	600,804	41,167	81,816	1,123,435
2022年9月1日～ 2022年12月15日 (注) 7	普通株式 88,000	普通株式 11,926,374	3,916	45,083	3,916	1,127,351
2022年12月16日 (注) 8	普通株式 2,904,000	普通株式 14,830,374	342,672	387,755	342,672	1,470,023
2022年12月17日～ 2023年2月6日 (注) 9	普通株式 80,000	普通株式 14,910,374	3,560	391,315	3,560	1,473,583
2023年2月7日 (注) 10		普通株式 14,910,374	357,755	33,560	501,925	971,658
2025年3月7日 (注) 11	普通株式 71,300	普通株式 14,981,674	5,739	39,299	5,739	977,398

(注) 1 . 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,180円
引受価額 1,085.60円
資本組入額 542.80円
払込金総額 217,120千円

2 . 新株予約権の行使による増加であります。

3 . 有償第三者(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,180円
資本組入額 542.80円
割当先 大和証券(株)

4 . 新株予約権の行使による増加であります。

5 . 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

発行価格 363円
資本組入額 181.50円
割当先 当社従業員35名

6 . 2022年8月31日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が600,804千円(減資割合93.6%)減少し、資本準備金が81,816千円(減資割合6.8%)減少しております。

7 . 新株予約権の行使による増加であります。

8 . 有償第三者割当増資

発行価格 236円
資本組入額 118円
割当先 平尾 丈氏、株式会社じげん

9 . 新株予約権の行使による増加であります。

10 . 2022年12月23日開催の第12期定時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が357,755千円(減資割合91.4%)減少し、資本準備金が501,925千円(減資割合34.1%)減少しております。

11 . 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

発行価格 161円

資本組入額 80.50円
割当先 当社従業員10名

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
株主数(人)					個人以外	個人		
株主数(人)		2	19	44	20	17	3,855	3,957
所有株式数(単元)		65	5,751	7,331	2,319	161	134,139	149,766
所有株式数の割合(%)		0.04	3.84	4.89	1.55	0.11	89.57	100.00

(注) 自己株式19,521株は、「個人その他」に195単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
武田 和也	東京都目黒区	3,360	22.46
平尾 丈	東京都板橋区	2,839	18.98
YJ 2号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町 1 - 3	1,588	10.62
山田 典明	愛知県名古屋市西区	591	3.95
LINEヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 - 3	402	2.69
菊池 三郎	神奈川県横浜市栄区	387	2.59
長束 鉄也	東京都中央区	360	2.41
浅田 篤	奈良県奈良市	313	2.10
林 正栄	東京都目黒区	288	1.93
株式会社じげん	東京都港区虎ノ門3丁目4 - 8	222	1.49
計		10,353	69.20

(注) 1. 2025年10月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、楽天証券株式会社が2025年9月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	325	2.18

2. 2025年10月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	523	3.50

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,957,100	149,571	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 5,074		
発行済株式総数	14,981,674		
総株主の議決権		149,571	

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Retty株式会社	東京都港区芝公園2丁目 10番1号 住友不動産芝園ビル2階	19,500		19,500	0.13
計		19,500		19,500	0.13

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	19,521		19,521	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要な課題と認識しております。株主やパートナー企業等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値増大に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査等委員会設置会社であり、議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制としております。

a．取締役会・役員体制

取締役会は、社内取締役3名、及び社外取締役4名(うち監査等委員である取締役3名)で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催しております。取締役会は重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討いたします。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。当事業年度においては、15回の取締役会を実施しており、各取締役の出席率はいずれも100%です。

また、業務執行は、執行役員7名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

なお、2025年12月22日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は社内取締役3名、及び社外取締役4名(うち監査等委員である取締役3名)となります。

b．監査等委員会

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名で構成されており、うち1名は財務・会計の専門的な知識、1名は法務の専門的な知見を有しております。

監査等委員会は、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等を監査いたします。監査等委員の互選により、監査等委員長1名を選定し、監査等委員長を中心に内部監査担当者及び会計監査人と定期及び随時に情報交換を行い、コンプライアンスやリスク管理に関して緊密に連携しております。

監査等委員会は、毎月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図っております。

c．指名報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として任意に「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役4名で構成され、委員長は独立社外取締役から選任しております。指名報酬委員会は、取締役の選任案及び監査等委員でない取締役の報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保するために、取締役会からの諮問を受け、適時開催することとしています。

d．執行役員会

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び執行役員により構成する執行役員会を原則として週1回開催しております。ここでは、情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また代表取締役社長から委譲された業務執行事項を決定しております。

e . 内部監査

当社では、専門の部署として、内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の承認により、指名された内部監査担当者によって、内部監査を実施しております。当社の内部監査は、担当者3名で構成されております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自分が所属している部門以外について内部監査を実施しております。監査結果は監査等委員にも直接報告し、内部監査の実効性を高めております。また、内部監査担当者と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

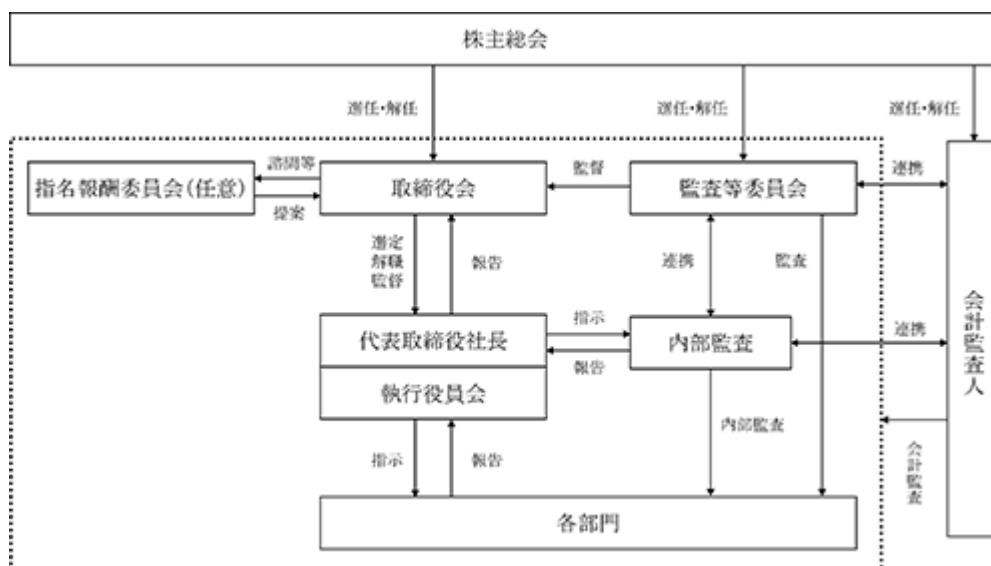
f . 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査が実施されております。

なお、各機関の構成員は次のとおりであります。（：議長、○：出席者、　：陪席者）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	執行役員会	指名報酬委員会
代表取締役 執行役員CEO	武田 和也				
取締役 執行役員	川野 寛治	○		○	
取締役 執行役員	長束 鉄也	○		○	
取締役 (社外取締役)	平尾 丈				
取締役 (監査等委員、 社外取締役)	三鶴 麻佑子				
取締役 (監査等委員、 社外取締役)	森 一生				
取締役 (監査等委員、 社外取締役)	上原 佑香				
執行役員 予算統括担当	長井 寛徳				
執行役員 事業戦略担当	平野 雅也				
執行役員 プロダクト部門担当	飯田 悠斗				
執行役員 セールス部門担当	赤松 朝子				

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下のとおりとなります。



口 . 当該体制を採用する理由

当社は、経営の健全性、客觀性及び適正性を確保し、適正な業務執行体制を維持しつつも、経営戦略を迅速に実行できる体制を構築するとともに、監査等委員である取締役による客觀的かつ中立的な立場からの監督及び監視を行うため、また、監査等委員会、内部監査及び会計監査人による相互連携が十分に発揮される体制を確保・維持するために、本体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ . 内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

a . 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ()当社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ()当社は、社内及び社外に複数の通報窓口を設けた内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ()内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- ()反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

b . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ()取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録し、保存する。
- ()取締役が当該文書または電磁的媒体を必要に応じて速やかに閲覧できる体制を整備する。
- ()「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、機密情報及び個人情報を保護するための体制の構築に努める。

c . 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対処するため、「危機管理規程」を整備し、適宜見直しを行う。また、コーポレート部門が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

d . 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ()取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ()各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

e . 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ()監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を求めることができるものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
- ()監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助するものとする。

f . 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ()前号の使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行うものとする。
- ()前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合においては、監査等委員会の職務に関する使用人への指示は監査等委員より直接行うものとする。
- ()当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。

g . 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ()監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。
- ()取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

h . 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前号の報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

i . 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要がないと認められた場合を除き速やかに当該処理をする。

j . その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査

人に報告を求めることができる。

□ . リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に関する「危機管理規程」を定め、代表取締役社長をリスク管理最高責任者、取締役を危機管理責任者とするリスク管理体制を構築しております。業務上、発生する可能性がある各種リスクを把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、または生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。

八 . 取締役との責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としてあります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

二 . 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ホ . 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

a . 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

b . 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

c . 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

d . 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

e . 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

へ . 取締役の定数

当社の取締役は、取締役(監査等委員を除く)7名以内、取締役(監査等委員)5名以内とする旨を定款で定めています。

ト . 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めてあります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年12月19日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性5名 女性2名（役員のうち女性の比率28%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 執行役員CEO	武田 和也	1983年9月2日生	2006年4月 2007年4月 2010年11月 2022年12月	株式会社ユビキタス・エクスチエンジ入社 株式会社ネットエイジ(現ユナイテッド株式会社)入社 当社設立 代表取締役社長 当社 代表取締役執行役員CEO(現任)	(注) 3	3,360,000
取締役 執行役員	川野 寛治	1979年9月30日生	2004年9月 2009年4月 2016年8月 2017年10月 2021年10月 2022年12月	株式会社テレウェイプリンクス(現株式会社アイフラッグ)入社 同社 事業部長 当社 入社 当社 マネージャー 当社 執行役員 当社 取締役執行役員(現任)	(注) 3	18,950
取締役 執行役員	長束 鉄也	1983年3月5日生	2006年4月 2008年4月 2010年11月 2022年12月 2023年12月	DOWAホールディングス株式会社入社 株式会社フラクタリスト(現 ユナイテッド株式会社)入社 当社設立 取締役 当社 執行役員 当社 取締役執行役員(現任)	(注) 3	360,000
取締役	平尾 丈	1982年11月25日生	2005年4月 2006年10月 2007年3月 2008年1月 2014年10月 2018年2月 2018年6月 2019年4月 2019年5月 2022年10月 2022年12月 2023年6月 2025年11月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 株式会社ドリコムジェネレーションズメディア(現 株式会社じげん)出向 同社 取締役 同社 代表取締役社長 株式会社リジョブ 取締役(現任) 株式会社アップワールド 取締役 株式会社じげん 代表取締役社長 執行役員CEO(現任) 株式会社三光アド 取締役 株式会社BizMo 取締役 株式会社タイズ 取締役(現任) 当社 社外取締役(現任) 株式会社アップワールド 取締役 株式会社ティ・エス・ディ 取締役 株式会社アップワールド 代表取締役社長(現任) 株式会社アルファスタッフ 代表取締役(現任)	(注) 3	2,839,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	三鶴 麻佑子	1977年2月4日生	2000年10月 2004年4月 2005年4月 2008年7月 2015年9月 2019年3月 2020年6月 2021年6月 2023年12月	監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 京橋監査法人 入所 あらた監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人)入所 PricewaterhouseCoopers LLP(US) 赴任 三鶴公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社HRBrain 監査役 株式会社JCG 監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社アーシャルデザイン 監査役(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	森 一生	1978年4月26日生	2009年12月 2010年1月 2012年9月 2016年10月 2017年10月 2017年11月 2017年12月 2018年12月 2020年11月	弁護士登録 小林・藤堂法律特許事務所 入所 慶應義塾大学大学院法務研究科助教 代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任(現任) 株式会社ファーストロジック(現 楽待株式会社) 社外監査役 丹平製薬株式会社 社外監査役(現任) 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社アトラエ 社外監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社SDGth 代表取締役(現任) 株式会社出前館 社外取締役(現任)	(注)4	
取締役 (監査等委員)	上原 祐香 (戸籍名: 小野 祐香)	1969年10月2日生	1993年4月 1994年7月 2007年2月 2012年3月 2015年11月 2016年4月 2018年4月 2019年7月 2021年12月 2022年5月 2024年6月	ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 メリルリンチ証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社 同社 株式資本市場部 マネージング ディレクター 同社 資本市場部門 株式資本市場部長 マネージング ディレクター みずほ証券株式会社 入社 エクイティグループ 金融戦略部 ディレクター 同社 プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長 同社 投資銀行本部 シニアエグゼクティブ JPモルガン証券株式会社 入社 投資銀行本部 株式資本市場部 マネジング ディレクター 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長(現任) ネットワンシステムズ株式会社 社外取締役	(注)4	
計						6,578,450

- (注) 1. 平尾丈、三鶴麻佑子、森一生、上原祐香は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については、次のとおりであります。
委員長 三鶴麻佑子、委員 森一生、委員 上原祐香
3. 2024年12月20日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2023年12月19日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。なお、提出日現在における執行役員のうち、取締役でない執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	長井 寛徳	事業統括
執行役員	平野 雅也	事業戦略部門
執行役員	飯田 悠斗	プロダクト部門
執行役員	赤松 朝子	セールス部門

b. 2025年12月22日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性5名 女性2名（役員のうち女性の比率28%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	平野 雅也	1990年6月21日生	2014年4月 当社 入社 2018年7月 当社 マネージャー 2024年10月 当社 事業戦略・データ推進部 部長 2025年11月 当社 執行役員 2025年12月 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 3		7,570
取締役 会長	武田 和也	1983年9月2日生	2006年4月 株式会社ユピキタス・エクスチェンジ入社 2007年4月 株式会社ネットエイジ(現ユナイテッド株式会社)入社 2010年11月 当社設立 代表取締役社長 2022年12月 当社 代表取締役執行役員CEO 2025年12月 当社 取締役 会長（現任）	(注) 3		3,360,000
取締役 執行役員	長束 鉄也	1983年3月5日生	2006年4月 DOWAホールディングス株式会社入社 2008年4月 株式会社フラクタリスト(現 ユナイテッド株式会社)入社 2010年11月 当社設立 取締役 2022年12月 当社 執行役員 2023年12月 当社 取締役執行役員(現任)	(注) 3		360,000
取締役	平尾 丈	1982年11月25日生	2005年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 2006年10月 株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア(現 株式会社じげん)出向 2007年3月 同社 取締役 2008年1月 同社 代表取締役社長 2014年10月 株式会社リジョブ 取締役(現任) 2018年2月 株式会社アップワールド 取締役 2018年6月 株式会社じげん 代表取締役社長 2019年4月 執行役員CEO(現任) 2019年5月 株式会社三光アド 取締役 2022年10月 株式会社BizMo 取締役 2022年12月 株式会社タイズ 取締役(現任) 2023年6月 当社 社外取締役(現任) 2025年11月 株式会社アップワールド 取締役 株式会社ティ・エス・ディ 取締役 株式会社アップワールド 代表取締役社長(現任) 株式会社アルファスタッフ 代表取締役(現任)	(注) 3		2,839,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	三鶴 麻佑子	1977年2月4日生	2000年10月 2004年4月 2005年4月 2008年7月 2015年9月 2019年3月 2020年6月 2021年6月 2023年12月	監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 京橋監査法人 入所 あらた監査法人(現 PwC Japan 有限責任監査法人)入所 PricewaterhouseCoopers LLP(US) 赴任 三鶴公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社HRBrain 監査役 株式会社JCG 監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社アーシャルデザイン 監査役(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	森 一生	1978年4月26日生	2009年12月 2010年1月 2012年9月 2016年10月 2017年10月 2017年11月 2017年12月 2018年12月 2020年11月	弁護士登録 小林・藤堂法律特許事務所 入所 慶應義塾大学大学院法務研究科助教 代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任(現任) 株式会社ファーストロジック(現 楽待株式会社) 社外監査役 丹平製薬株式会社 社外監査役(現任) 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社アトラエ 社外監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 株式会社SDGth 代表取締役(現任) 株式会社出前館 社外取締役(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	上原 祐香 (戸籍名: 小野 祐香)	1969年10月2日生	1993年4月 1994年7月 2007年2月 2012年3月 2015年11月 2016年4月 2018年4月 2019年7月 2021年12月 2022年5月 2024年6月	ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 メリルリンチ証券株式会社(現 BofA証券株式会社)入社 同社 株式資本市場部 マネージング ディレクター 同社 資本市場部門 株式資本市場部長 マネージング ディレクター みずほ証券株式会社 入社 エクイティグループ 金融戦略部 ディレクター 同社 プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長 同社 投資銀行本部 シニアエグゼクティブ JPモルガン証券株式会社 入社 投資銀行本部 株式資本市場部 マネジング ディレクター 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長(現任) ネットワンシステムズ株式会社 社外取締役	(注) 4	
計						6,567,070

- (注) 1. 平尾丈、三鶴麻佑子、森一生、上原祐香は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については、次のとおりであります。
委員長 三鶴麻佑子、委員 森一生、委員 上原祐香
3. 2025年12月22日開催の定時株主総会終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年12月22日開催の定時株主総会終結の時から、2027年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。なお、提出日現在における執行役員のうち、取締役でない執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	長井 寛徳	事業統括
執行役員	飯田 悠斗	プロダクト部門
執行役員	赤松 朝子	セールス部門

社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

当社の社外取締役は4名であり、うち3名は監査等委員である取締役であります。

ロ. 社外取締役と会社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役平尾丈は、株式会社じげんの代表取締役であり、当社は同社との間に資本業務提携関係にあります。同氏は当社株式を2,839,500株保有しておりますが、当社と人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役三鶴麻佑子と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役森一生は、当社の新株予約権300個を保有しております。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役上原祐香と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ハ. 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。なお、当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、少数株主の保護や当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

また、経営執行を常時監視し、法令遵守、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用、取締役の職務執行の適法性等の監査の充実・強化を目的として、監査等委員3名の全員を社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役の三鶴麻佑子は、公認会計士としての財務・会計に関する深い知見を活かした監査等委員監査の実施にとどまらず、監査品質の更なる向上のために、監査の全体図を俯瞰することによる網羅的、効果的な監査計画の立案や、当社の経営への提言や業務執行に対する適切な監督を行って参ります。一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

監査等委員である社外取締役の森一生は、弁護士としての企業法務に関する深い知見及びIT系上場企業における社外監査役としての経験を有しており、経営全般及び内部統制について適切なアドバイスが期待でき、その豊富な経験において、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

監査等委員である社外取締役の上原祐香は、国内外の証券会社において責任者を歴任するなど、資本市場における豊富な経験と高い専門性を有しております。グローバルレベルの資本市場との対話力の強化及びコーポレートガバナンスの更なる強化に向けて監督、助言を期待でき、その豊富な経験において、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場における独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、適宜内部統制部門に対する質疑等を行っております。また、監査等委員である社外取締役については、監査等委員会監査基準に基づき監査を実施しております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携については、「(3) 監査の状況」に記載のとおりです。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

イ．監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名で構成されております。うち三鶴麻佑子取締役は財務・会計の専門的な知見、森一生取締役は法務の専門的な知見、上原祐香取締役は資本市場との対話に関する専門的な知見を有しております。監査等委員会は、毎月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図っております。

監査等委員会は、当社の監査等委員会規程及び各種法令等に基づき取締役の職務の執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等重要な会議への出席、取締役を含む役職員等との面談の他、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、適切な三様監査を実施し監査の実効性の確保に努めております。

ロ．監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において、当社は監査等委員会を合計13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
三鶴 麻佑子	13回	13回
上原 祐香	13回	13回
森 一生	13回	13回

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されております。監査等委員会は、当社の監査等委員会規程及び各種法令等に基づき、取締役の職務執行の監査等を行っております。具体的には、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧などのほか、内部監査担当者や会計監査人と積極的なコミュニケーションを実施することにより、三様監査の緊密な連携を図っております。

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画及び分担の策定、株主総会及び取締役会付議事項の確認、会計監査人の監査方法及び結果の相当性に関する検討、会計監査人の選解任に関する検討、監査報告書の作成等を行っております。

また、各監査等委員の活動として、代表取締役社長及び業務執行取締役、社外役員、執行役員との個別面談を実施しているほか、重要会議への出席や従業員との個別面談、各種書類の閲覧等を通じ、各種業務執行状況及び経営課題への対応等について監査を実施しております。

なお、2025年12月22日開催の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査等委員会は引き続き3名の監査等委員（いずれも社外取締役）で構成されることになります。

内部監査の状況

当社では、専門の部門として、内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役の承認により、指名された内部監査担当者によって、内部監査を実施しております。当社の内部監査は、担当者3名で構成されております。内部監査担当者は、自己監査とならないよう、自分が所属している部門以外について内部監査を実施しております。内部監査担当者と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。また、定期的に取締役会への報告を行うことにより、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

イ．継続監査期間

10年間

ロ．業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員	林 一樹
指定有限責任社員・業務執行社員	藤田 英之

ハ．監査業務における補助者の構成

公認会計士	5名
その他	4名

二．監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人を選定するにあたり、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、独立性、監査の実施体制等、監査報酬見積額等を調査し、当社の業務内容に対応して効率的かつ合理的な監査業務が行えること、品質管理の水準、監査実績等から、総合的に評価しております。これらを総合的に検討した結果、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、適正な監査が可能であると判断したため選定をしております。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ホ．監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って実施しており、会計監査人から、監査計画、監査体制、独立性、法令遵守状況等の報告を受け、会計監査人の監査活動状況の評価を踏まえ、監査等委員会として会計監査人の職務に問題ないと判断し、EY新日本有限責任監査法人の再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
27,000千円		29,000千円	千円

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イ．を除く)

該当事項はありません。

八．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘定し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

木．監査等委員が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会として、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容及び決定方法は以下のとおりです。なお、役員のうち監査等委員である各取締役の報酬等については、当該方針を定めておりませんが、指名報酬委員会の議論を参考に、監査等委員会において協議して決定しています。

下記方針に記載のとおり、当社では取締役会が個人別の取締役の報酬等の額の決定権限を有しており、取締役会は決定にあたり、任意に設置した指名報酬委員会における審議、答申を参考にします。同指名報酬委員会は、個人別の報酬等の決定方法が公正妥当であるか、個人別の報酬が職責に照らして妥当であるか否かについて審議します。

1．基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同)の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役および社外取締役に対しては、その保有する株式および新株予約権が、企業価値向上のインセンティブとなっていると考えられることを鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しないものとする。

2．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本方針のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用していない。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本方針のとおり、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、報酬委員会での審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年12月25日であり、報酬総額を年額150百万円以内とする旨決議しております。なお、当事業年度における各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額の決定については、上記報酬総額の範囲内で、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、2023年12月19日開催の取締役会において決議しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年12月25日であり、報酬総額を年額30百万円以内とする旨決議しております。当事業年度における監査等委員である各取締役の報酬の額の決定については、監査等委員である取締役全員で協議を実施し、2024年12月20日に上記報酬総額の範囲内で決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	38,753 (-)	38,753 (-)	- -	- -	- -	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	- -	- -	- -	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	53,153 (14,400)	53,153 (14,400)	- -	- -	- -	6 (3)

(注) 1. 適切なインセンティブ設計による経営陣の強化、それによる複層的な経営戦略の推進、及び経営陣による長期的な企業価値拡大へのコミットメントのさらなる向上を企図し、当社の取締役(監査等委員を除く)のうち1名に対して、2025年1月15日に有償新株予約権の発行を決議し、付与しております。なお、有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、付与対象者に対する報酬としてではなく、個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額には含まれません。

2. 当期、代表取締役 武田和也は8月分の報酬の受領を辞退しております。

当社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用者兼務役員の使用者給与のうち重要なもの

使用者兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とする株式を純投資目的である投資株式とし、取引関係の強化、情報収集を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式の区分としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)

(注) 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務会計基準機構や監査法人等が行うセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	660,314	367,807
売掛金	196,634	225,532
契約資産		3,000
立替金	37	22
前払費用	147,444	189,092
その他	8,743	15,665
貸倒引当金	21,328	37,075
流動資産合計	<u>991,847</u>	<u>764,046</u>
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	23,822	20,970
減価償却累計額	8,445	6,000
減損損失累計額	14,803	13,308
工具、器具及び備品（純額）	572	1,660
有形固定資産合計	<u>572</u>	<u>1,660</u>
無形固定資産		
ソフトウエア		90,423
ソフトウエア仮勘定		9,350
無形固定資産合計	<u>99,773</u>	
投資その他の資産		
破産更生債権等	9,618	11,747
長期前払費用	44,092	34,608
敷金及び保証金	12,983	12,983
繰延税金資産	17,234	18,089
その他	69	69
貸倒引当金	8,765	10,701
投資その他の資産合計	<u>75,231</u>	<u>66,796</u>
固定資産合計	<u>75,804</u>	<u>168,231</u>
資産合計	<u>1,067,651</u>	<u>932,277</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	44,511	31,926
1年内返済予定の長期借入金	129,296	93,780
未払金	47,859	47,421
未払費用	11,684	14,563
未払法人税等	2,290	2,290
預り金	11,700	12,407
前受収益	8,413	1,868
賞与引当金	42,402	40,990
その他	32,369	19,001
流動負債合計	330,526	264,248
固定負債		
長期借入金	422,520	328,740
固定負債合計	422,520	328,740
負債合計	753,046	592,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,560	39,299
資本剰余金		
資本準備金	971,658	977,398
資本剰余金合計	971,658	977,398
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	692,146	680,412
利益剰余金合計	692,146	680,412
自己株式	248	248
株主資本合計	312,823	336,036
新株予約権	1,781	3,252
純資産合計	314,605	339,289
負債純資産合計	1,067,651	932,277

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1 1,562,139	1 1,630,179
売上原価	465,837	487,304
売上総利益	1,096,302	1,142,875
販売費及び一般管理費	2 1,187,339	2 1,123,410
営業利益又は営業損失()	91,036	19,464
営業外収益		
助成金収入	4,203	479
償却債権取立益	548	90
債務免除益		220
その他	1	22
営業外収益合計	4,753	812
営業外費用		
支払利息	7,488	6,004
固定資産除却損	122	61
助成金返還損		1,043
その他	493	
営業外費用合計	8,103	7,108
経常利益又は経常損失()	94,386	13,168
特別損失		
減損損失	504	
特別損失合計	504	
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	94,890	13,168
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	17,234	855
法人税等合計	14,944	1,434
当期純利益又は当期純損失()	79,946	11,734

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
広告・コンテンツ制作費		106,047	22.8	159,643	32.8
労務費		190,613	40.9	154,880	31.8
経費		169,176	36.3	172,780	35.4
当期売上原価		465,837	100.0	487,304	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)	
通信費	131,852千円	通信費	111,777千円
支払手数料	24,606千円	支払手数料	19,409千円
外注費	5,977千円	外注費	27,013千円
地代家賃	6,128千円	地代家賃	5,248千円
減価償却費	4千円	減価償却費	8,203千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	33,560	971,658	971,658	612,200	612,200	248 392,770
当期変動額						
当期純損失()				79,946	79,946	79,946
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				79,946	79,946	79,946
当期末残高	33,560	971,658	971,658	692,146	692,146	248 312,823

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	175	392,945
当期変動額		
当期純損失()		79,946
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,606	1,606
当期変動額合計	1,606	78,340
当期末残高	1,781	314,605

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	33,560	971,658	971,658	692,146	692,146	248	312,823	
当期変動額								
当期純利益				11,734	11,734		11,734	
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	5,739	5,739	5,739				11,479	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	5,739	5,739	5,739	11,734	11,734		23,213	
当期末残高	39,299	977,398	977,398	680,412	680,412	248	336,036	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,781	314,605
当期変動額		
当期純利益		11,734
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		11,479
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,470	1,470
当期変動額合計	1,470	24,684
当期末残高	3,252	339,289

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	94,890	13,168
減価償却費	24	8,722
株式報酬費用	1,545	1,393
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,503	17,683
賞与引当金の増減額(は減少)	6,281	1,411
助成金収入	4,203	479
助成金返還損		1,043
支払利息	7,488	6,004
固定資産除却損	122	61
減損損失	504	
未払又は未収消費税等の増減額	10,868	13,896
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	4,054	34,027
立替金の増減額(は増加)	72	14
前払費用の増減額(は増加)	13,563	32,994
長期前払費用の増減額(は増加)	10,932	12,229
未払金の増減額(は減少)	6,596	437
未払費用の増減額(は減少)	9,984	2,878
預り金の増減額(は減少)	11,421	707
前受収益の増減額(は減少)	3,530	6,544
その他の資産の増減額(は増加)	4,338	6,921
その他の負債の増減額(は減少)	10	527
小計	99,815	32,280
助成金の受取額	4,203	479
助成金の返還額		1,043
利息の支払額	7,951	5,923
法人税等の支払額	2,290	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	105,853	41,058
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,102	1,831
無形固定資産の取得による支出		107,752
有形固定資産の除却による支出	122	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,224	109,645
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	36,485	12,585
長期借入金の返済による支出	141,761	129,296
新株予約権の発行による収入	61	77
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,214	141,803
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	212,292	292,507
現金及び現金同等物の期首残高	872,606	660,314
現金及び現金同等物の期末残高	660,314	367,807

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4~10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、飲食店支援サービス、広告コンテンツの2つのサービスを展開しておりますが、それぞれの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・飲食店支援サービス

実名型グルメプラットフォーム「Retty」を通じたオンラインでの販促サービスを飲食店に提供しております。当該サービスは、主に(1)検索での優先表示等有料お店会員機能の提供、(2)オンライン予約サービスの提供で構成されています。

(1) 検索での優先表示等有料お店会員機能の提供は、毎月定額の料金を有料店舗よりいただくサブスクリプション型のビジネスモデルとなっており、契約掲載期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) オンライン予約サービスの提供は、ネット予約をしたユーザーが予約店舗に来店をした時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・広告コンテンツ

「Retty」を活用した広告ソリューション及び「Retty」を運営、拡大してきた中で蓄積してきたコンテンツを活用したコンテンツソリューションを提供しております。

広告ソリューションの提供は、主に(1)広告掲載、(2)飲食店獲得支援や調査、(3)WEBサイトやアプリ等の開発で構成されております。

(1) 広告掲載は契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

(2) 飲食店獲得支援や調査は、顧客が検収を完了した時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得することから、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(3) WEBサイトやアプリ等の開発に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各開発案件の見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

コンテンツソリューションの提供は、主に「Retty」のデータベースである「Food Data Platform」を継続的に提供する契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

なお、重要な変動対価の見積りはありません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	17,234	18,089

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社は、将来減算一時差異及び繰越欠損金に対して税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価においては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類等に基づいて判断しております。

主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度等に基づいて判断しており、その主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。主に当事業年度好調であった直販チャネルでのお店会員店舗の新規参画店舗数増加を見込むものの、代理店チャネルにおいては直販チャネルと比較して相対的に不確定要素が多いため同新規参画店舗数の増加を保守的に織り込んでいます。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	504	-
有形固定資産	572	1,660
無形固定資産	-	99,773

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社における固定資産の減損会計の適用に当たっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから生じると見込まれる割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の要否を判定しております。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定における主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる新規参画店舗数及び解約率であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

事業環境や経営環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、翌事業年度において、有形及び無形固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「売上債権の増減額（は増加）」は、当事業年度に新たに契約資産が発生したため、当事業年度より「売上債権及び契約資産の増減額（は増加）」に科目名を変更しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名を変更しております。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	44,511	31,926
差引額	655,489	668,074

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.0%、当事業年度34.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66.0%、当事業年度65.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2023年10月 1 日 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 至 2024年10月 1 日 2025年 9月30日)
販売促進費	371,970千円	338,519千円
給料及び手当	369,567	330,111
賞与引当金繰入額	59,446	45,629
貸倒引当金繰入額	16,117	28,251
減価償却費	20	518

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,910,374			14,910,374
合計	14,910,374			14,910,374
自己株式 (注)				
普通株式	12,251	7,270		19,521
合計	12,251	7,270		19,521

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,270株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第10回新株予約権	普通株式	20,000			20,000	175
上記以外のストック・オプションとしての新株予約権						1,606
合計		20,000			20,000	1,781

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	14,910,374	71,300		14,981,674
合計	14,910,374	71,300		14,981,674
自己株式				
普通株式	19,521			19,521
合計	19,521			19,521

(注) 普通株式の株式数の増加71,300株は、従業員に対する譲渡制限付株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
第10回新株予約権	普通株式	20,000			20,000	175
上記以外のストック・オプションとしての新株予約権						3,077
合計		20,000			20,000	3,252

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	660,314千円	367,807千円
現金及び現金同等物	660,314	367,807

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内	29,682	22,261
1年超	22,261	-
合計	51,943	22,261

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

短期的な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び出資金は、市場リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

短期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、すべて1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されています。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、その一部は1年以内に返済期日が到来し、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券及び出資金については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

未払金、短期借入金及び長期借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めていません((注) 2. 参照)。

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	12,983	12,893	89
資産 計	12,983	12,893	89
長期借入金(1)	551,816	546,708	5,107
負債 計	551,816	546,708	5,107

(1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んであります。

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 投資有価証券(貸借対照表計上額0千円)及び出資金(貸借対照表計上額69千円)は、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象に含めておりません。

当事業年度(2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	12,983	12,905	77
資産 計	12,983	12,905	77
長期借入金(1)	422,520	416,063	6,456
負債 計	422,520	416,063	6,456

(1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んであります。

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 投資有価証券(貸借対照表計上額0千円)及び出資金(貸借対照表計上額69千円)は、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象に含めておりません。

3 . 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	660,314			
売掛金	196,634			
敷金及び保証金		12,983		
合計	856,949	12,983		

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	367,807			
売掛金	225,532			
敷金及び保証金	12,983			
合計	606,322			

4 . 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	44,511					
長期借入金	129,296	93,780	328,740			
合計	173,807	93,780	328,740			

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	31,926					
長期借入金	93,780	328,740				
合計	125,706	328,740				

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		12,893		12,893
資産計		12,893		12,893
長期借入金		546,708		546,708
負債計		546,708		546,708

当事業年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		12,905		12,905
資産計		12,905		12,905
長期借入金		416,063		416,063
負債計		416,063		416,063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った返還予定期間に基づき、返還額を国債利回り等適切な利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
販売費及び一般管理費	1,545	1,393

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名	社外協力者3名	当社従業員30名	社外協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式218,800株	普通株式76,000株	普通株式153,200株	普通株式16,000株
付与日	2015年7月13日	2015年7月13日	2016年7月20日	2016年7月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日	自 2017年7月14日 至 2025年7月13日	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日	自 2018年7月21日 至 2026年7月20日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員42名	当社従業員21名	当社取締役監査等委員2名 当社従業員18名	当社取締役1名 当社従業員32名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式258,400株	普通株式97,200株	普通株式62,400株	普通株式108,800株
付与日	2017年5月18日	2017年9月29日	2018年9月28日	2019年9月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年5月19日 至 2027年4月18日	自 2019年9月30日 至 2027年8月29日	自 2020年9月29日 至 2028年8月28日	自 2021年9月29日 至 2029年8月28日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式10,400株	普通株式61,800株	普通株式77,400株
付与日	2019年 9月28日	2024年 2月 8日	2025年 1月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年 9月29日 至 2029年 9月28日	自 2024年 2月 8日 至 2027年 2月 7日	自 2025年 1月31日 至 2028年 1月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前事業年度末	23,600	19,200	8,640	16,000
権利確定				
権利行使				
失効	23,600	19,200	3,840	
未行使残			4,800	16,000

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後 (株)				
前事業年度末	75,600	20,800	20,000	41,600
権利確定				
権利行使				
失効	3,200		3,200	3,200
未行使残	72,400	20,800	16,800	38,400

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			77,400
失効			
権利確定			77,400
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	10,400	61,800	
権利確定			77,400
権利行使			
失効			
未行使残	10,400	61,800	77,400

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	592	592	813	813
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)				

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	813	813	1,820	1,820
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)				

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	1,820	194	155
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)		26	19

(注) 2015年4月30日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2020年3月10日付株式分割(1株につき8株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第6回、第7回、第8回、第9回、第11回、第12回、第15回、第16回及び第17回新株予約権について、ストック・オプション付与時点においては、当社株式は未公開株式であったため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式での評価方法はディスカウントキャッシュフロー方式によっております。

第19回新株予約権の公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法

ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性(注) 1	28.62%
予想残存期間(注) 2	1.5年
配当利回り(注) 3	0 %
無リスク利子率(注) 4	0.654%

(注) 1. 2023年8月3日から2025年1月31日の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積もりができないため、算定期点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2026年8月1日の国債の利回りであります。

5 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6 . ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 4,689千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,409千円	16,927千円
減価償却超過額	5,345	2,369
賞与引当金	14,666	14,178
未払事業所税	634	584
投資有価証券	2,767	2,834
税務上の繰越欠損金(注)2	1,167,116	987,794
減損損失	2,945	1,753
その他	5,188	7,178
繰延税金資産小計	1,209,073	1,033,620
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	1,167,116	987,794
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額	24,723	27,736
評価性引当額小計(注)1	1,191,839	1,015,530
繰延税金資産合計	17,234	18,089

(注) 1. 評価性引当額が176,309千円減少しております。この減少は、主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の情報

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	199,456	138,552	51,720			777,387	1,167,116
評価性引当額	199,456	138,552	51,720			777,387	1,167,116
繰延税金資産							

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	138,552	52,976			76,068	720,197	987,794
評価性引当額	138,552	52,976			76,068	720,197	987,794
繰延税金資産							

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった

主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	17.4	
評価性引当額の増減	1,496.6	
繰越欠損金の期限切れ	1,455.4	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		10.9

前事業年度においては税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
飲食店支援サービス	1,177,683千円	1,217,614千円
広告コンテンツ	384,456	412,564
顧客との契約から生じる収益	1,562,139	1,630,179
その他の収益		-
外部顧客への収益	1,562,139	1,630,179

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	193,976千円	196,634千円
契約負債		
前受収益	4,882千円	8,413千円

契約負債は、主に、飲食店支援サービス及び広告コンテンツサービスにおける収入にかかるものであり、支払条件に基づきサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,882千円であります。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	196,634	225,532
契約資産		3,000
契約負債		
前受収益	8,413	1,868

契約資産は、主にWEBサイトやアプリ等の開発等において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益に対する未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、飲食店支援サービス及び広告コンテンツサービスにおける収入にかかるものであり、支払条件に基づきサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,413千円であります。

また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	9,773	6,588
1年超2年以内	4,496	1,775
合計	14,269	8,363

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店支援サービス	広告コンテンツ	合計
外部顧客への売上高	1,177,683	384,456	1,562,139

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店支援サービス	広告コンテンツ	合計
外部顧客への売上高	1,217,614	412,564	1,630,179

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 至 2023年10月 1 日 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 至 2024年10月 1 日 2025年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	21.01円	22.46円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	5.37円	0.79円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	0.79円

(注) 1 . 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 2023年10月 1 日 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 至 2024年10月 1 日 2025年 9 月30日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	79,946	11,734
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	79,946	11,734
普通株式の期中平均株式数(株)	14,892,475	14,932,445
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)		7,414
(うち新株予約権(株))		(7,414)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権11種類(新株予約権の数 普通株式317,640株)。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 9 種類(新株予約権の数 普通株式261,400株)。 なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期末減損損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産								
工具、器具及び備品	23,822	1,831	4,684	20,970	6,000	13,308	743	1,660
有形固定資産計	23,822	1,831	4,684	20,970	6,000	13,308	743	1,660
無形固定資産								
ソフトウェア	2,620	98,509		101,129	8,130	2,576	8,086	90,423
ソフトウェア仮勘定		107,860	98,509	9,350				9,350
無形固定資産計	2,620	206,369	98,509	110,480	8,130	2,576	8,086	99,773
長期前払費用	102,817	82,692	57,511	127,998	93,389		33,365	34,608

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	98,509千円
ソフトウェア仮勘定	社内システム開発・機能追加	107,860千円
長期前払費用	販売手数料の前払による増加	79,252千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

長期前払費用	販売手数料の前払費用への振替等	55,496千円
--------	-----------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	44,511	31,926	1.03	
1年以内に返済予定の長期借入金	129,296	93,780	1.42	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	422,520	328,740	1.04	2026年～2027年
合計	596,327	454,446		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	328,740			

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	30,093	28,251	10,519	49	47,776
賞与引当金	42,402	81,382	82,794		40,990

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	367,807
合計	367,807

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本たばこ産業株式会社	38,812
株式会社ROBOT PAYMENT	23,084
株式会社リクルート	5,940
株式会社リエゾン	4,415
東急不動産株式会社	4,114
その他	149,166
合計	225,532

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
196,634	1,786,865	1,757,968	225,532	88.6	43

ハ．前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
前払販売手数料	159,106
その他	29,986
合計	189,092

二．未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
クラスメソッド株式会社	6,739
株式会社やりどく.com	4,873
株式会社UPSIDER	4,847
Fastly, Inc.	4,680
株式会社ハポソフトジャパン	3,652
その他	22,628
合計	47,421

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	847,317	1,630,179
税引前 中間(当期)純利益 (千円)	14,989	13,168
中間(当期)純利益 (千円)	13,844	11,734
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	0.93	0.79

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所</p> <p>買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.retty.me/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日） 2024年12月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月23日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第15期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2024年12月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月19日

Retty株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 林 一樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤田 英之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているR e t t y 株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、R e t t y 株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売管理システムに基づき計上される飲食店支援サービスに係る収益認識

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(収益認識関係)及び(セグメント情報等)に記載のとおり、当事業年度において飲食店支援サービスは1,217,614千円の売上高を計上しており、売上高全体の74.7%を占めている。飲食店支援サービスは実名型グルメプラットフォーム「Retty」を通じたオンラインでの販促を提供することにより飲食店から得る毎月定額のサービス利用料収入がメインとなっており、それは様々な飲食店に対する取引により構成されているため、処理される取引件数は多数に上る。</p> <p>また、飲食店との大量な取引データは、販売管理システムに登録された有料店舗数及びサービス情報に基づき、あらかじめ規定されたプログラムに従い自動生成される。上記のとおり、飲食店支援サービスにおける売上高の金額に重要性が高く、また、その計上プロセスにおいては、システムにより大量のデータが処理されており、プロセスが広範囲にシステムを利用していることから、当監査法人は当該売上高の集計の正確性及び網羅性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の正確性及び網羅性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売取引に関連する受注から売上高の計上に至るまでのプロセスについて、販売管理システムによる有料店舗数及びサービス情報に基づいた取引データ集計の正確性及び網羅性を中心に内部統制の整備状況及び運用状況を検討した。 ・ 販売プロセスの内部統制を担う販売管理システムにかかるユーザーアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制について、当監査法人のITの専門家もを利用して有効性を検討した。 ・ 有料店舗数に基づく売上高の月次推移分析を実施し、急激な変動又は高収益等の異常性の有無を検討した。 ・ 販売管理システムから自動生成された取引データから統計的手法によりサンプルを抽出し、抽出したサンプルに対して申込書、金融機関入金記録等の関連資料と一致していることを確かめた。 ・ 販売管理システムから会計システムへのデータ連携が正確かつ網羅的に行われていることを確かめるため、販売管理システムから自動生成された取引データと会計システムに計上された売上高の整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、R e t t y 株式会社の2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、R e t t y 株式会社が2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。